

## 大阪市ダイオキシン類対策連絡会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、ダイオキシン類対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置することにより、ダイオキシン類による環境問題に関し、関係部局が連携して対策の推進を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 連絡会は、ダイオキシン類対策に関係する各局で組織することとし、別表1に掲げる部長級で構成する。

### (会議事項)

第3条 連絡会の会議事項は、次のとおりとする。

- (1) ダイオキシン類対策の推進に関すること
- (2) 情報交換に関すること
- (3) その他必要と認める事項に関すること

### (事務分担)

第4条 関係部局は、別表2で定める事務について分担する。

### (幹事会)

第5条 連絡会の会務を円滑に遂行するために幹事会を設置し、別表3に掲げる課長級で構成する。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、環境局環境管理部が行う。

### (その他)

第7条 その他必要な事項については、連絡会の議を経て別途定める。

### (施行期日)

附則 この要領は、平成9年10月31日から施行する。

附則 この要領は、平成12年4月27日から施行する。

附則 この要領は、平成13年4月27日から施行する。

附則 この要領は、平成14年4月24日から施行する。

附則 この要領は、平成15年4月24日から施行する。

附則 この要領は、平成16年5月11日から施行する。

附則 この要領は、平成17年4月27日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月28日から施行する。

附則 この要領は、平成19年4月26日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月25日から施行する。

附則 この要領は、平成21年3月4日から施行する。

- 附則 この要領は、平成21年4月24日から施行する。
- 附則 この要領は、平成22年4月23日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年4月22日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年4月17日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年5月2日から施行する。
- 附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

## 大阪市ダイオキシン類対策連絡会名簿（部長級）

所 属 局	職 名
環境局	改革推進担当部長 環境管理部長
水道局	浄水統括担当部長
健康局	生活衛生担当部長 独立行政法人支援担当部長
建設局	下水道部長

別表 2

## 大阪市ダイオキシン類対策連絡会事務分担表

事 務 内 容	関 係 部 局
・ 所管する一般廃棄物処理施設の対策に関すること	環境局 総務部
・ ダイオキシン類の環境調査に関すること ・ ダイオキシン類の発生源調査に関すること ・ ダイオキシン類対策の連絡調整に関すること ・ 下水処理場に対する排水の指導に関すること ・ 工場及び事業場に対する指導に関すること ・ 産業廃棄物処理施設に対する指導に関すること	環境局 環境管理部
・ 水道の水質管理に関すること	水道局 工務部
・ 一般廃棄物処理施設に対する指導に関すること ・ 食品に係る情報収集に関すること	健康局 健康推進部
・ ダイオキシン類の分析及び評価に関すること	健康局 総務部
・ 所管する下水処理施設の対策に関すること ・ 下水道に接続する工場及び事業場に対する排水の指導に関すること	建設局 下水道部

## 大阪市ダイオキシン類対策連絡会幹事会名簿（課長級）

所 属 局	職 名
環境局	総務部 施設管理課長 環境管理部 環境管理課長 土壌水質担当課長 産業廃棄物規制担当課長 環境規制課長 環境保全監視担当課長代表（西部環境保全監視担当課長）
水道局	工務部水質試験所長
健康局	健康推進部 生活衛生課長 総務部 環境科学研究センター所長 環境科学研究センター環境調査担当課長
建設局	下水道部 水質管理担当課長

## オブザーバー

所 属 局	職 名
建設局	道路河川部 河川課長
大阪港湾局	企画部 工務課長